

## 9.日本国外の学校を卒業した者の学歴について

技術検定の受検資格として必要な学歴の取り扱いについては、原則として、学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。

日本国外の学校を卒業した方が、日本国内の学校を卒業した者と同様の条件で受験するためには、その学歴について、個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。(最終学歴の学科が指定学科に相当するかも同時に審査されます。)

なお、受験される際には日本国内での電気工事施工管理に関する所定の実務経験が必要です。

受験を希望される方は、受検申請書類に次の「(1)認定申請に必要な書類」を添付し、本財団に提出してください。

**注**すでに1級電気工事施工管理技術検定試験の受検資格を認定されている方は、再度、認定申請する必要はありません。国土交通大臣発行の認定書の写しを受検申請書類に同封して提出してください。

### (1)認定申請に必要な書類

- ① 受検資格認定申請書(国土交通大臣宛)
- ② 学歴についての一覧表
- ③ 卒業証明書(写)及び日本語訳
- ④ 成績証明書(写)及び日本語訳(単位数、履修時間数がわかるもの)

**注**①の用紙は、国土交通省ホームページから入手してください。または、本財団試験研修本部に請求してください。

### (2)認定申請方法

認定申請に必要な書類を受検申請書類に同封して、締切日までに本財団に提出してください。

### (3)審査結果等について

- ・個別認定の審査結果は、国土交通大臣から申請者本人に通知されます。(審査結果により、受験できない場合もあります。)
- ・国土交通大臣の認定を受けてから、本財団から申請者本人に受検票を送付します。
- ・電気工事施工管理技術検定以外の種目を受験する場合は、種目ごとに個別に申請してください。

### (4)日本国外学校認定審査に関する問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局 建設業課技術検定係 TEL 03-5253-8111(内線:24744)

## 10.【再受験申込者】の提出書類等

**再受験申込者は、インターネットでの申込が便利です。(http://www.fcip-shiken.jp/)**

再受験申込者は、書面申込とインターネット申込ができます。どちらか一方で申込手続きしてください。

### (1)再受験申込について

平成15年度以降に新規受験を行った実績のある方は、同じ級かつ同じ種目へのお申し込みに限り提出書類の一部省略が可能です。

- ※1級電気工事施工管理技術検定であることが条件です。
- ※必ず前回受験時の受検票の原本または不合格通知書の原本を受検票等貼付欄に貼ってください。
- ※2級電気工事施工管理技術検定や他の種目(土木、建築、管工事、造園、電気通信工事)は対象外。
- ※次に該当する方は再受験申込はできません。
  - ・今回、1級電気工事施工管理技術検定に初めてお申し込みの方
  - ・平成15年度に前年度学科合格者の資格による実地試験申込を行った実績のみの方

#### 【省略できる書類】

- |                                      |   |                                |
|--------------------------------------|---|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 住民票(住民票コード) | <input type="checkbox"/> 卒業証明書                  | <input type="checkbox"/> 資格証明書 |
| <input type="checkbox"/> B票          | <input type="checkbox"/> 専任の主任技術者実務経験証明書及び添付書類等 |                                |

- 注**平成15年度以降の「受検票」または「不合格通知」を紛失した場合  
受検申請書裏面の「受験証明書」発行申請書に記入し、発行手数料(切手300円分)を同封して受験申込締切日までに受験申込してください。(インターネット申込の場合は、受験証明書の申請が不要です。)  
※「受験証明書」発行申請書と切手300円分はクリップ等でとめてください。

## (2)再受験申込者の提出書類

受検申請書( A 票)	記入例P18を参照して作成してください。
写真	P14,12(1)「証明写真」を確認し記入例P18を参照のうえ A 票に証明写真(パスポート用)を貼付してください。 ※提出された証明写真は、受検票及び技術検定合格証明書に印刷されます。
実務経験証明書( B 票)	記入は不要です。証明者の署名・押印及び、誓約欄の署名・押印は不要です。
振替払込受付証明書	同封の払込用紙で受験料を払込み、 <b>振替払込受付証明書(お客様用)</b> を貼付欄に全面のりづけしてください。
平成15年度以降の受検票等	今回申込する同一検定の受検票等を受検票等貼付欄に、氏名・受験番号・年度がわかるよう全面のりづけしてください。

※前回受験時以降に氏名を変更した方は、上記書類の他に戸籍抄本を提出してください。  
(変更届提出済みの場合は必要ありません。)

## 1.1. 新規受験申込者が必要な提出書類

### (1)住民票(受検資格に関わらず全員、提出が必要)

- 住民票コード(11桁の数字)を正確に記入すれば、住民票の提出は不要です。マイナンバーは使えません。住民票コードについて不明な点は、各市区町村にお問い合わせください。
- 住民票の記載事項に変更がなければ発行年月日は問いません。
- コピーは不可。
- 外国籍の方は、国籍の記載のある住民票を提出してください。住民票コードは、国籍を確認できないため使えません。
- マイナンバーが記載された住民票は送付しないでください。

### (2)卒業証明書(受検資格に応じて提出が必要)

- 卒業証明書の発行日は問いません。
  - 指定学科の表中で「(※履修条件有り)」が付記されている場合、当該指定学科卒の認定を受けるには、卒業証明書の他に成績証明書または履修証明書も併せて提出してください。(P29以降を参照)
  - 大学院修了の方は、その一つ前の学歴で受検資格を判断しますので、大学の卒業証明書を添付してください。
  - 指定学科の【表3】に記載されている「5年制高等専門学校(専攻科)」修了の方は、高等専門学校の卒業証明書と専攻科の修了証明書の両方の提出が必要となります。
  - 高度専門士・専門士の場合は卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください。なお卒業証明書に高度専門士または専門士の記載があれば卒業証明書だけでかまいません。
- ※高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定を含む)の合格者は、高等学校の指定学科以外の卒業と同等となります。(合格証明書(原本)を添付してください。)
- ※卒業証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。

### (3)資格証明書(受検資格に応じて提出が必要)

- 受検資格の区分「□」の方は、「2級電気工事施工管理技術検定合格証明書(写)」の提出が必要です。
- 受検資格の区分「ハ」の方は、卒業証明書及び「2級電気工事施工管理技術検定合格証明書(写)」(合格通知書(写)でも可)の提出が必要です。  
(「実務経験が14年以上ある方」は、卒業証明書の提出は不要です。)
- 受検資格の区分「ニ」の方は、「電気主任技術者免状(写)」の提出が必要です。
- 受検資格の区分「ホ」の方は、「第一種電気工事士免状(写)」の提出が必要です。( B 票作成不要)  
(以下の書類は不可)
  - ・第一種電気工事士試験合格証書
  - ・第一種電気工事士講習修了証
  - ・高圧電気工事技術者試験合格証書

※資格証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。